

更別村農業委員会議事録

令和7年 第1回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年1月23日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年1月23日（13時25分開会、14時10分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席11名、欠席 1名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	欠席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

4番 細川委員 5番 井上委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長補佐 片山 利幸

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
- 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
- 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

の決定について

議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第5号 農用地の利用関係の調整について

議案第6号 地域計画における目標地図の素案の作成について

(7) その他

① 令和8年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて

② 令和6年度南十勝農業委員等研修会について

③ 令和7年第2回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本日ですが家常委員が欠席と伺っておりまして、他の方はお見えになっていますので、ただ今から令和6年第12回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は11名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんお疲れ様です。忘年会以降、正月を挟んで若干久々の定例会ということで、疲れるかと思えますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、報告が4件、議案が6件となっておりますので、審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。4 細川委員、5 番井上委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。12月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、政策支援加入申込書については、経営主と家族経営協定を締結した後継者として新規加入をしたものです。被保険者資格喪失届出書は国民年金の任意加入資格の喪失によるものです。

給付関係です。内容は議案のとおりで、農業を営む者でなくなったことの届については、後継者への経営継承によるものです。奥さん名義の手続きについては、過去に政策支援加入ということで、国の保険料の補助を受けたことがある方については、年金上の手続きが必要なため行っているものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。12月定例総会議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明致します。
農地法第5条の規定により許可した農地転用につきまして、工事進捗状況報告書が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。2頁は工区分けの図面になります。

なお、本件は、個々の農業者による農地転用ではなく、公共的な大規模事業につき、担当委員による現地確認は省略しております。

【議長】 ただ説明がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

12月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借1件、売買1件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

続いて売買1件目、内容は議案のとおりです。

【議長】 それではただ今説明がありました。賃貸借1件目についてあっせん委員長を務められました早坂委員より報告お願い致します。

【早坂委員】 12月19日定例総会終了後にあっせん委員会を、私と日光委員、田中委員、家常委員で行いまして、書類あっせんということで特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 続いて、売買1件目について、あっせん委員長を務められました藤澤委員より報告お願い致します。

【藤澤委員】 1月10日にあっせん委員会を行いました。委員は私と高橋英樹委員、高橋秀範委員、細川委員で行いました。売買という事でしたが、特に問題なく、無事に終了しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありました。この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。

賃貸借1件、売買1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。3頁が図面、4頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、5頁左の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、6頁左の「10 周辺地域の関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目、内容は議案のとおりです。こちらは前回の総会で、法人への使用貸借を審議した案件です。

議案資料をご覧ください。7頁に図面を付けています。8頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは、1件目について、現地確認いただいた藤澤委員の方より報告をお願いします。

【藤澤委員】 12月7日現地に赴き、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 続いて、2件目について、現地確認いただいた細川委員の方より報告をお願いします。

【細川委員】 昨年12月13日に現地に赴きまして、畑として活用されていることを確認いたしました。

【議長】 それでは、しばらく時間を取りますので、先ほど事務局から言われたところを注意しながら、議案及び資料の内容の確認をお願いいたします。その後でご審議いただきたいと思います。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか、確認していただけたでしょうか？

それでは、まず1件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 特に無ければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

続いて、2件目について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【日光委員】 大農機具又は家畜というところ、トラクターと農機具の台数とかは。

【事務局長】 まず法人として借りて、今回取得するのは法人の構成員です。なので、経営としては法人がやっているの、構成員個人は農業経営はしていない

ということになります。なので、農業経営に係る部分は書かれていないこと
になります。

【議 長】 他に何かありますか？
（「ありません」の声）

【議 長】 特になければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは許可するものと致します。

(6) 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議 長】 それでは次に進みます。議案第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解
約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認につ
いて説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、
成立要件の有無について審査をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第 18 条第 1 項各号該当の有無」の欄ですが、解約
成立日が引渡期限前の 6 ヶ月以内であり、書面による合意を確認しており
ますので、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく合意解約と認めら
れ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

なお、本件は後ほどの議案で農用地の利用関係の調整があります。

【議 長】 合意解約の説明がありました。この件について何かご意見、ご質問等あ
ればお願い致します。
（質疑等無）

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで確認しても
よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは確認するものと致します。

(7) 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 3 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条

第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等3件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の賃貸借1件目で報告したものです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、こちらは11月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

売買の1件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の売買1件目で報告したものです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、田中委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(田中委員退室)

【議長】 続いて、賃貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

（田中委員入室）

続いて、売買 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

（意見等無）

【議長】 特に無ければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは決定するものと致します。

(8) 議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 4 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

賃貸借 2 件と売買 1 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 11 頁から 14 頁に申出地の図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 15 頁に申出地の図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 16 頁に申出地の図面を付けております。

なお、1 件目と 2 件目は従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借 2 件と売買 1 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでし

ようか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、1件目と2件目については従前と変わりがないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。

1件目と2件目のあっせん委員ですが、日光委員、瀬田川委員、細川委員、本多委員。よろしくお願い致します。

1件目と2件目のあっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

3件目のあっせん委員ですが、瀬田川委員、井上委員、田中委員、家常委員。よろしくお願い致します。

※あっせんの日程調整

【議長】 それでは3件目のあっせん委員会を1月30日 13時30分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

(9) 議案第5号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第5号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農用地の利用関係の調整について説明致します。農地中間管理事業規定第8条の規定に基づき申出があり農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し農用地利用配分計画を決定した農用地について、当該農用地利用配分計画の合意解約に伴う利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。

内容は議案のとおりです。こちらは先ほどの議案第2号で審議した箇所となっています。

議案資料をご覧ください。資料17頁に図面を付けております。

なお、本件は前の契約単価を引き継ぐため相手方の調整のみとなりますので、農地所有者の参集及び現地調査は行わないことで進めたいと考えて

おります。

【議長】 ただ今説明がありました、この賃貸借の件ですが、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは利用調整委員を選ばせていただきます。瀬田川委員、井上委員、田中委員、家常委員をお願いします。

※利用調整の日程調整

【議長】 それでは利用調整委員会を、3件目のあっせんと同じ1月30日ということで、それぞれ利用調整委員の方よろしくお願い致します。

(10) 議案第6号 地域計画における目標地区の素案の作成について

【議長】 次、議案第6号、地域計画における目標地区の素案の作成について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第6号、地域計画における目標地区の素案の作成について説明致します。

こちらは、制度改正により初めて出てくる案件になりますので、別紙で配布しています議件説明用の資料をご覧ください。

「1. 議案第6号 地域計画における目標地区の素案の作成」になります。農業経営基盤強化促進法第20条第1項「市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち同条第3項「地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等」の地区の素案を作成し、市町村に提出するよう求めるものとする。」と規定されています。

続いて第20条第2項「農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、同項の素案を作成するものとする。」と規定されています。

地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた、地域計画を市町村が策定するにあたって、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地区の素案を農業委員会が作成するとされているところです。

現在産業課が今年度末の策定に向けて調整中ですが、その中の目標地区の素案を作成しましたので、審議願います。

なお、目標地区の考え方ですが、北海道、とりわけ十勝管内は担い手へ

の農地の集積率が高いということで、現在の耕作状況をもって10年後の目標地図としています。

また、目標地図に位置付けられた農用地等については、農業に係る様々な事業と関連づけられることになっているため、現在の認定農業者にとどまらず、幅広く農業を担う者が利用する農用地を集計して、農地に係る各種の事業の円滑な実施を図ることとしています。

昨年11月時点のデータを元に作成しているため、その後の異動は反映されていませんが、内容の見直しを毎年行う予定となっています。

なお、議案につけている図面が小さいため、担当地区ごとに拡大した図面を別に配布しておりますのでご活用ください。

【議長】 ただ今説明がありました。この件につきまして何かご意見ご質問等ありますか？

【高橋秀範委員】 自分の地域の下の名前を見ているんですけど、名前の方は農地を持っているという事でしょうか。

【事務局長】 使っている方若しくは持っている方の地区内の名簿になっています。

【議長】 他にありますか？

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で素案とすることとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それではこの内容で素案とすることと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和8年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて

【議長】 それではその他に移ります。1番目、令和8年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて、説明お願い致します。

※別紙資料により説明。意見等があれば事務局まで。

(2) 令和6年度南十勝農業委員等研修会について

【議長】 続いて、2番目、令和6年度南十勝農業委員等研修会について、説明をお願い致します。

※2月5日～6日の研修会について、事務局より説明。

(3) 令和7年 第2回農業委員会定例総会について

※第2回定例総会は、2月13日（木）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 それでは、これで定例会を終わりたいと思いますけども、このあとあつせん委員に当たっている方はよろしくお願ひしたいと思ひます。お疲れさまでした。